

中越支部役員選出規程

第1条 中越支部規約第8条第3項により役員選出はこの規程の定めるところによる。

第2条 中越支部役員選出委員会を設ける。

2項 委員の定数は7名とし、別表1の地区より選出する。

3項 前項の委員は、支部長が委嘱する。

4項 役員選出委員長は委員の互選により選出する。

5項 委員の任期は2年とする。

第3条 役員の選出方法は、別表による他、役員選出委員会に委ねる。

第4条 役員の選出結果は総会の承認を得る。

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

第6条 上記以外で役員に疑義が生じた場合、役員選考委員会で選出した上で理事会で決める

【別表1】役員選出委員及び役員選出区分

役員選出委員	理事*	監事	地区
1	1	2	三条市、加茂市、南蒲原郡（田上町）
2	5		長岡市、見附市、三島郡（出雲崎町）
1	1		柏崎市、刈羽郡（刈羽村）
2	2		小千谷市、北魚沼郡、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡
1	1		十日町市、中魚沼郡

*印 各地区より選出する理事の最低数。

付 則

- この規約は平成3年3月30日より施行する。
- 平成18年3月11日 一部改定
- 平成20年3月8日 一部改定